

市原市墓園施設使用のご案内

市原市墓園施設の御使用に当たって、この冊子をお読みください。

市原市墓園施設は公共の施設です。
皆様が心地よく御使用いただけるよう、御協力をお願いします。

市原市公式キャラクター
オッサくん



1 使用許可とは

- ・ 墓園施設の使用許可は、墳墓を建立するために、市長が使用者に対し市有地の使用を許可しているものです。したがって、**使用権を第三者に転売したり譲渡したりすることはできません。**

2 管理料

- ・ 管理料は墓園施設内の共通部分(園路や植栽など)の管理費及び芝生墓地の芝刈り費に充てられます。したがって、**各墳墓内の管理・清掃は使用者御自身で行ってください。**

管理料額

区分	管理料額
一般墓地	1㎡につき 690円
芝生墓地	〃 1,280円

(平成27年4月1日改定)

- ・ 管理料は改定される場合があります。
- ・ 例年5月頃に納入通知書をお送りします。指定の金融機関等窓口で納付してください。
- ・ 管理料は口座振替による自動引き落としで納付することもできます。管理料は当該年度を含めて3年度分を前納することができます。
- ・ 納期限までに納めないときは、遅延損害金が発生する場合があります。

3 墓石等の設置

- ・ 墓石等を設置するときは、市原市墓園施設墳墓設置基準に適合するように設計施工してください。
- ・ 墓石等の設置、交換等を行うときは、所定の届出が必要となります。

4 納骨

- ・ 納骨するときは、必ず以下の書類を持参の上、墓園管理所へお立ち寄りください。なお事前に納骨日時を墓園管理所へ連絡してください。
 - 市原市墓園施設使用許可証
 - 火葬証明書(火葬後初めて納骨するとき)
 - 改葬許可証(既に他の墓地や納骨堂に埋蔵されている遺骨を移すとき)

5 変更の届出

- ・ 以下のようなときは市役所へ届け出てください。

事例	用意するもの
市原市から転出したとき	・市原市墓園施設使用許可証 ・転出先の住民票 1部
市原市へ転入したとき	・市原市墓園施設使用許可証
市原市外で転居したとき	・市原市墓園施設使用許可証 ・転居先の住民票 1部
市原市外で本籍、氏名を変更したとき	・市原市墓園施設使用許可証 ・変更後の住民票 1部 (本籍記載のもの)

- ・ 使用者が住所不明となって5年を経過しますと、使用権が消滅しますので御注意ください。

6 承継

- ・ 使用者が亡くなられたときは、次に祭祀を主宰される方に使用権を承継していただきます。承継の手続きは、以下のものを御用意の上、市役所までお越しください。

用意するもの
・市原市墓園施設使用許可証 ・前使用者との続柄が分かる戸籍謄本 1部 ・承継手数料 300円 ・認印 ・その他親族の同意書が必要となる場合があります。詳しくは、市役所までお問い合わせください。

- ・ 承継手数料は改定される場合があります。
- ・ 承継される方が、市原市に住民登録をしていない場合は、市外者の承継に伴う割増使用料として、承継日における永代使用料の半額を納入していただきます。
- ・ 使用者が亡くなられた日から2年を経過しても承継する方がいないときは、使用権が消滅しますので御注意ください。

7 許可証の再交付

- ・ 使用許可証を紛失又はき損したときは、再交付を受けてください。再交付手続きは、以下のものを御用意の上、市役所までお越しください。

用意するもの
・ 身分を証明できるもの(運転免許証、保険証など)
・ 再交付手数料 300円
・ 認印
・ 代理人による再交付申請は、代理人が使用者の親族の場合のみ受け付けます。その際、使用者との続柄を証明できる書類が必要となります。

- ・ 再交付手数料は改定される場合があります。

8 使用許可の取消

- ・ 市長は、使用者が次のいずれかに該当するとき、その使用許可を取り消すことができます。
 - 許可を受けた目的以外に使用したとき。
 - 許可を受けた日から2年を経過しても使用又は設備の設置をしないとき。
 - 応募時または申請時に不正があったと認められたとき。
 - 条例若しくは規則に違反したとき。
- ・ 上記により使用許可を取り消された場合は、直ちに墓石等を撤去して墓地を原状(更地)に復し、市に返還していただきます。
- ・ 使用者が使用許可を取り消されたにもかかわらず、原状返還を行わない場合は、市長が代執行し、その費用は許可を取り消された方が負担していただきます。

9 改葬

- ・ 既に市営墓園に納骨した遺骨を他の墓地に移すときは、改葬の手続きが必要となります。改葬の手続きは、以下のものを御用意の上、市役所までお越しください。

用意するもの
・ 市原市墓園施設使用許可証
・ 埋蔵証明手数料 300円
・ 認印

- ・ 埋蔵証明手数料は改定される場合があります。

10 返還

- ・ 墓地が不要となったときは、墓石等を撤去して墓地を原状(更地)に復していただき、返還の手続きをしていただきます。
- ・ 返還までにお支払いいただいた永代使用料、管理手数料は一切お返ししません。

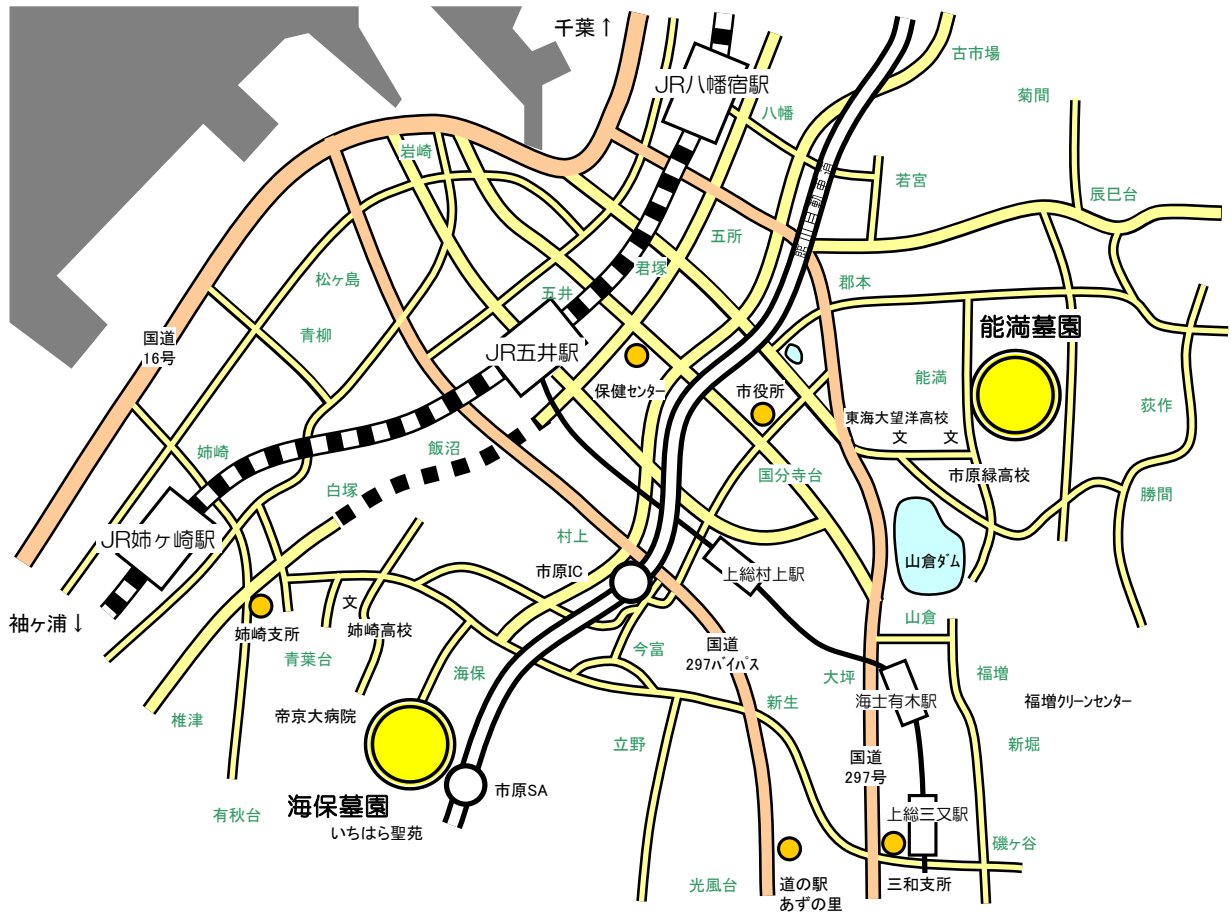
11 損害賠償責任

- ・ 天災等の不可抗力により、使用者の墓石等が損傷したときは、市原市は市原市の責めに帰すことができる場合を除き、賠償の責を負いません。
- ・ 市原市が行う墓園管理業務及び墓園工事において、使用者の墓石等を損傷させたときは、市原市は使用者に対し賠償の責を負います。
- ・ 墳墓設置工事その他により、使用者又は使用者が委託した施工業者が、他の使用者の墓石等又は墓園内の施設を損傷させたときは、使用者は損傷させた墓石等の所有者若しくは市原市に対し賠償の責を負います。
- ・ 墓園内におけるその他の事故、盗難等については市原市は一切の責任を負いません。

12 その他

- ・ 墓園内は草木が多く、火災のおそれがありますので、おたばこやお線香などの火の元には十分御注意ください。
- ・ 衛生管理上、お供物その他生もの等はお持ち帰りくださるようお願いいたします。
- ・ 他の使用者の迷惑になりますので、樹木や草花が区画外に伸びないように管理してください。
- ・ 雑草や枯れ葉などは、火災のおそれがありますので、適宜刈り取ってください。
- ・ 能満墓園は、営業時間外及びお盆やお彼岸など混雑が予想される時期に車両進入を規制させていただきます。

市営墓園案内図



海保墓園管理所

市原市海保824番地 電話 0436(36)0750

能満墓園管理所

市原市能満1576番地1 電話 0436(41)9097

管理事務所の受付時間 1月1日～3日を除く毎日 午前8時30分～午後5時00分
(※ただし、それ以外の時間に参拝することは出来ません)

届出・お問い合わせは 市原市役所 保健福祉部保健福祉課へ

市原市国分寺台中央1丁目1番地1

電話 0436(22)1111(大代表)

<http://city.ichihara.chiba.jp/>